

総合計画基本構想・国保税改正など可決

市議会6月定例会が6月13日から29日までの会期で開かれ、旧7市町村の17年度決算や総合計画基本構想、国民健康保険税の税率改正など、市長提出の81件の議案などがいずれも承認、可決されました。

報告・承認

▼線越明許費の使用について
(2件) ▽一般会計予算高成

線道路改良事業ほか7事業について、あわせて3億8884万2千円▽下水道事業特別会計予算東山公共下水道整備事業について、1480万円を18年度に繰越明許したの報告するもので

▼17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の認定について(65件) ▽17年9月20日の市町村合併前の一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村、室根高原牧場組合および川崎弥栄診療組合に係る17年度一般会計および特別会計歳入歳出決算ならびに市町村合併前の一関市、花泉町、千厩町および東山町水道事業会計決算について、監査委員の審査を終えたので、議会の認定に付するもの

の改正および合併協議に基づく国民健康保険税の税率など所要の改正をしようとするもの(国民健康保険税の改正については4.5ページをご覧ください)

追加補正
▼18年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) ▽国庫補助金の内定に伴い、事業費に1億2708万円を追加補正

▼専決処分について(2件) ▽一般会計補正予算(老

▼総合計画基本構想を定めることについて ▽27年度を目標年次とし、市勢の発展と市民福祉の増進を図るため、総合的かつ計画的な行政運営と施策の基本方向を定めようとするもの(基本構想の概要については広報6月1日号をご覧ください)

▼企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について ▽農村地域工業等導入促進法にかか

この定数を定め、併せて部会を廃止しようとするもの
▼18年度一般会計補正予算(第2号) ▽国庫支出金の内定に伴う道路改良事業費、地域活性化事業費および財政調整基金積立金など11億2843万8千円を追加補正

議案

▼専決処分について(2件) ▽一般会計補正予算(老

▼市税条例の一部を改正する条例の制定について ▽地方税法など一部の改正に伴う市市民税など

▼町営住宅集合併処理浄化槽使用料条例を廃止する条例の制定について ▽大明神住宅団地の公共下水道接続に伴い、条例を廃止しようとするもの

一般質問の内容などについては、広報8月1日号と同時に世帯配付される予定の「市議会だより」をご覧ください。



18年度個人住民税の改正について

平成16・17年度の国の税制改正で、世代間や高齢者間の税負担の公平を確保するため年金税制の見直しが行われたことに伴い、18年度の個人住民税も大幅に改正されました。

改正の内容

◆公的年金等控除額の縮小

65歳以上の人の公的年金等控除額が下の表のとおり改正されました。

◆老年者控除の廃止

65歳以上の人への老年者控除(控除額48万円)が廃止されました。

◆合計所得が125万円以下の人の住民税非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得が125万円以下の人の住民税非課税措置が廃止となりました。ただし、急激な税負担の増加を緩和するための経過措置として、17年1月1日現在で65歳以上(昭和15年1月2日以前に出生)の人は、▽18年度は税額の3分の2▽19年度は税額の3分の1が減額され、20年度から全額を負担いただくこととなります。

◆定率減税の縮減

定率による税額控除(定率減税)は、11年度から所得割額

の15割相当額(4万円限度)が控除されていましたが、18年度は7.5割相当額(2万円限度)に縮減され、19年度以降は廃止されます。

◆生計が同一の妻に対する均等割の全額課税

17年度に生計が同一の妻に対する均等割の免除が廃止され、17年度は経過措置により税額の2分の1を負担していたが、18年度からは全額(市民税3000円、県民税2000円)を負担いただくこととなりました。

◆「いわての森林づくり県民税」

県民税均等割2000円のうち1000円は、県内の森林の整備保全の財源に充てるため創設された「いわての森林づくり県民税」として、均等割が課税される人全員に負担いただくことになりました。

●問い合わせ先
本庁税務課市民税係
または各支所市民課税務係

年齢が65歳以上の人にかかる公的年金等控除額の速算表

改正前		改正後	
その年中の公的年金などの収入(A)	公的年金等控除額	その年中の公的年金などの収入(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円	330万円以下	120万円
260万円超460万円以下	(A)×25%+75万円	330万円超410万円以下	(A)×25%+37万5000円
460万円超820万円以下	(A)×15%+121万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+78万5000円
820万円超	(A)×5%+203万円	770万円超	(A)×5%+155万5000円

改正に伴う住民税への影響について(例)

65歳以上で前年の収入が年金のみ(収入250万円)の人の場合を例にとると、今年度の改正に伴って、住民税に次のような影響が生じることとなりました。

区分	17年度(改正前)	18年度(改正後)
年金所得金額	(収入額)250万円-(公的年金等控除額)140万円 =(年金所得金額)110万円	(収入額)250万円-(公的年金等控除額)120万円 =(年金所得金額)130万円
同じ年金収入金額でも、年金所得金額が20万円増えることとなります。		
老年者控除	(控除額)48万円	(控除額)廃止により0円
所得控除額が48万円少なくなります。		
合計所得125万円以下の人の住民税非課税措置	対象となり住民税非課税	制度の廃止により住民税の課税対象
制度の廃止により住民税非課税から課税対象となります(経過措置あり)。		
均等割(県民税)	1000円	2000円(制度創設により)
いわての森林づくり県民税の創設により県民税均等割(1000円)に1000円が上乗せされます。		

実際の税額は、その他の所得控除や扶養親族の数などによって決まりますが、今回の改正に伴って、前年と同じ収入でも、これまで住民税が非課税であった人が課税の対象となったり、税額が増えたりすることとなりました。本年度も市民の皆さんからお預かりした大切な税金を効果的、効率的に活用してまいりますので、改正につきご理解くださるようお願いいたします。